

平成20年6月2日
株式会社 新生銀行
(コード番号:8303)

持参人払式小切手等の受け入れ停止について

- マネーロンダリング防止策を強化へ -

当行は、マネーロンダリング(資金洗浄)防止に向けた国際的な取組みの重要性に鑑み、平成20年9月1日(月)より、個人のお客さまによる以下の証券類の受け入れを停止いたします。本件変更は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の趣旨にも合致するものとなります。なお、従来お取引引きいただいている法人のお客さまからの受け入れについては、変更ございません。

当行では、国際的に特別な留意が必要とされている、持参人払式の譲渡可能な支払手段を用いた取引に制限を加え、資金の出所に匿名性が生じる余地を極力狭めることで、マネーロンダリングの防止に貢献したいと考えております。

【平成20年9月1日(月)より受け入れを停止する証券類*】

- ・ 当行が支払場所ではない有価証券現物
- ・ 持参人払の自己宛小切手(預手)
- ・ 持参人払の当座小切手
- * ただし、金融機関相互の決済活動、または振出人が受入当行口座名義人と同一の場合、持参人が予め当行の定める範囲の法人取引先の場合は受け入れいたします。

なお、下記の小切手は引き続き当行にて受け入れいたしますので、小切手の振り出しに際してその旨ご指定いただきますようお願い申し上げます。

- ・ 受取人が記載されている記名式小切手
- ・ 受取人、もしくは受取人から裏書の連続性が確認された被裏書人が、受入当行口座名義人と同一である小切手

以 上